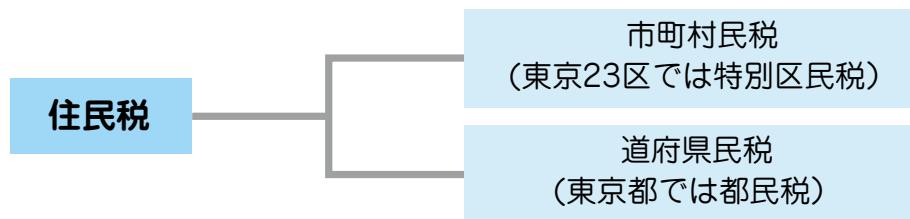


1 住民税とは

住所を有する個人、法人に対して課税される税金を住民税といいます。ここでいう「住民」は、個人だけでなく会社などの法人も含まれます。私たちの身の回りにあるさまざまな公共サービスは、個人だけでなく法人（会社）が活動するうえで、なくてはならないものだからです。**住民税は、一般的に市町村民税（東京23区では特別区民税という）と道府県民税（東京都では都民税という）を合わせたものをいいます。**



※個人の住民税は、区役所で扱っています。

※法人の住民税は、東京23区では都税事務所で扱っています。世田谷区の法人住民税については、渋谷都税事務所で扱っていますので、渋谷都税事務所にお問い合わせください。…80頁参照

均等割と所得割

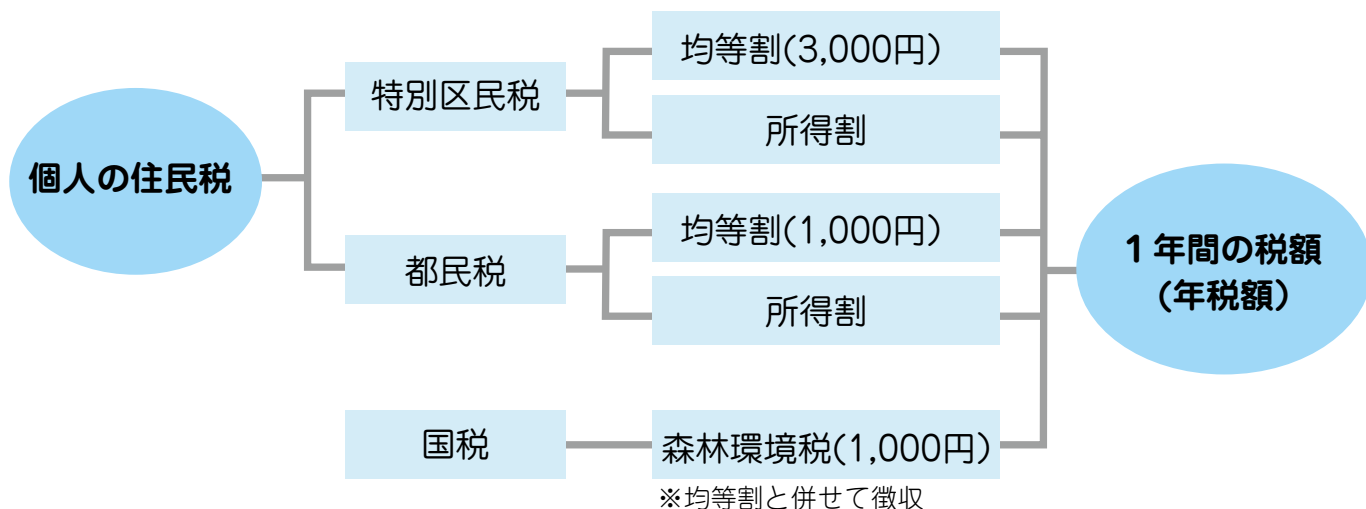
個人の住民税には、**均等割**と**所得割**があります。

均等割と所得割に森林環境税を足したものが**1年間の税額（年税額）**になります。

均等割…区内に住所または事業所等を有する個人の方に、行政サービスにかかる経費を広く負担していただく性格の税金です。次頁の2（1）の非課税の方を除くすべての方に負担していただきます。（特別区民税は3,000円、都民税は1,000円）

※世田谷区内に住所がなくても、区内に事務所・事業所または家屋敷がある方は課税されます。森林環境税の課税は対象外となります。

所得割…前の年の所得に応じて計算された税額です。（税率は38頁参照）



② 住民税がかからない方

(1) 所得割も均等割もかからない方（非課税の方）

次の①～③のいずれかに当てはまる方は、住民税（所得割と均等割）が課税されません。

- ①その年の1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ②障害者、未成年者、寡婦、又はひとり親で前年中の合計所得金額※1が135万円以下の方
〔例〕収入が給与収入のみの方の場合、給与収入204万4千円未満の方になります。
- ③前の年の合計所得金額※1が次の項目の金額以下の方
 - ・扶養親族等※2のいない方…45万円
 - ・扶養親族等※2のいる方……35万円×(1+扶養親族等の数)+10万円+21万円

(2) 所得割がかからない方

前の年の総所得金額等※1が次の項目の金額以下の方

- ・扶養親族等※2のいない方…45万円
- ・扶養親族等※2のいる方……35万円×(1+扶養親族等の数)+10万円+32万円

※1. 合計所得金額、総所得金額等については、21頁参照

※2. 扶養親族等とは、納税者と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の配偶者（内縁や未届の場合を除く）や親族をいいます。

税金のかからない給与収入の限度額

パートやアルバイトをして得た給与収入は、1年間の合計が100万円までの場合は住民税がかからず、103万円までの場合は所得税がかかりません。（ただし、保険外交員などの報酬は、給与収入ではないため、この表は当てはまりません。）

パート収入など（年収）	本人に税金がかかるかどうか	
	住民税	所得税
100万円以下	かからない	かからない
100万円超～103万円以下	かかる	かからない
103万円超	かかる	かかる

③ 住民税がかからない所得（非課税所得）

住民税がかからない所得には、次のようなものがあります。

このような所得を非課税所得といいます。

- ・障害年金
- ・遺族が受ける恩給や年金
- ・雇用保険の失業給付金
- ・生活保護のための給付
- ・通勤手当(月額15万円まで)
- ・相続、贈与などによって得た資産
(相続税や贈与税の対象になります。)
- ・児童手当、児童扶養手当
- ・宝くじなどの当せん金品
(クイズの賞金や懸賞金などは課税対象となります。)
- ・健康保険の保険給付金
- ・育児休業手当金 など

4 申告から納税まで

(1) 住民税の申告

住民税は、その年の1月1日現在に住所があったところで、前年中の所得に基づいて課税される税金です。前年中に所得のあった方は、毎年3月15日までに、区役所課税課へ前年の所得を申告してください。…78頁参照

※2月1日頃から3月15日までの間は、各総合支所くみん窓口区民担当、出張所、まちづくりセンター（併設されている場合はくみん窓口区民担当または出張所の窓口）でも特別区民税・都民税申告書の提出を受け付けています。

※3月15日が閉庁日にあたるときは、翌開庁日までとなります。

(2) 住民税の申告が必要な方

その年の1月1日に世田谷区に居住し、非課税所得（10頁参照）以外の所得があった方は、住民税の申告が必要です。ただし、次の（3）に該当する方は住民税の申告は不要です。

なお、世田谷区に居住していなくても、世田谷区内に事務所・事業所または家屋敷がある方は申告が必要です。

(3) 住民税の申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をした方
- ②前年中の収入が給与収入のみで、支払元から世田谷区へ給与支払報告書が提出されている方のうち、控除内容に変更・追加のない方
- ③前年中の収入が公的年金収入のみで、支払元から世田谷区へ公的年金等支払報告書が提出されている方のうち、控除内容に変更・追加のない方

収入のなかった場合の申告

～遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの方も該当します～

前年中に収入のなかった方や、収入が一定金額以下で住民税が課税されない方は、申告の義務はありません。

ただし、下記の要件に該当する場合には申告をお願いします。

国民健康保険料等の軽減措置や各種サービスを受けるための資格審査の資料となります。

- ア. 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度・国民年金に加入している方
- イ. 各種児童関連手当を受給している方
- ウ. 教育（例：就学援助）、高齢福祉（例：電話料金の助成）、障害福祉（例：補装具費の支給）、保育等のサービスを受けている方
- エ. 課税・非課税証明書の必要な方（住宅関係、奨学金、シルバーパス、合計所得金額が1,000万円を超える納税者の同一生計配偶者など）

住民税申告書の提出が必要か下記の表でご確認ください

令和6年1月1日現在、世田谷区に居住していましたか。

いいえ

住民税(特別区民税・都民税)の申告については、令和6年1月1日に居住していた区市町村にお問い合わせください。

※世田谷区内に居住していなくても、世田谷区内に事務所・事業所または家屋敷がある方は、申告が必要です。

はい

令和5年1月1日から12月31日までの間に収入はありましたか。遺族年金、障害年金、福祉年金等、非課税年金のみの場合は、「いいえ」に進んでください。

いいえ

以下の(1)～(4)に該当する場合は、特別区民税・都民税の申告をお願いします。

- (1) 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度・国民年金に加入している方
- (2) 各種児童関連手当を受給している方
- (3) 教育(例：就学援助)・高齢福祉(例：電話料金の助成)・障害福祉(例：補装具費の支給)・保育等のサービスを受けている方
- (4) 課税・非課税証明の必要な方
(住宅関係、奨学金、シルバーパス、合計所得金額が1,000万円を超える納税者の同一生計配偶者など)

はい

「公的年金等収入・給与収入」以外の収入はありましたか。

はい

いいえ

公的年金等収入のみですか。

はい

いいえ

[給与収入のみ]または[年金収入と給与収入の両方あり]

勤務先から世田谷区に令和5年分の給与支払報告書の提出がありましたか。
※勤務先への確認をお願いします。

いいえ

税務署に令和5年分の所得税の確定申告書(還付申告を含む)を提出しましたか(する予定はありますか)。

はい

はい

公的年金等もしくは給与の源泉徴収票に記載されている控除(社会保険料・生命保険料・障害者・配偶者・扶養控除など)の変更や医療費控除などの申告をしますか。

いいえ

はい

特別区民税・都民税の申告は必要ありません。

いいえ

特別区民税・都民税の申告が必要です。令和5年中の収入や控除について申告してください。



確定申告が必要な方

- ア. 給与収入が2,000万円を超える方
 - イ. 給与の年末調整をしていない方（年の途中で退職した場合など）
 - ウ. 複数の会社から給与を支給されている方
 - エ. 給与以外の所得がある方（営業等所得、不動産所得、雑所得など）
 - オ. 所得税の還付を受ける方
- ※詳細については、管轄の税務署にお問い合わせください。…80頁参照

公的年金等に係る確定申告不要制度該当の方の申告

公的年金収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要です。

ただし、所得税の還付を受けるための確定申告はできます。

所得税が源泉徴収されている方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されているものの以外の控除の申告をして所得税の還付を受ける方は、確定申告をしてください。

また、次に該当する方は、住民税の申告をしてください。

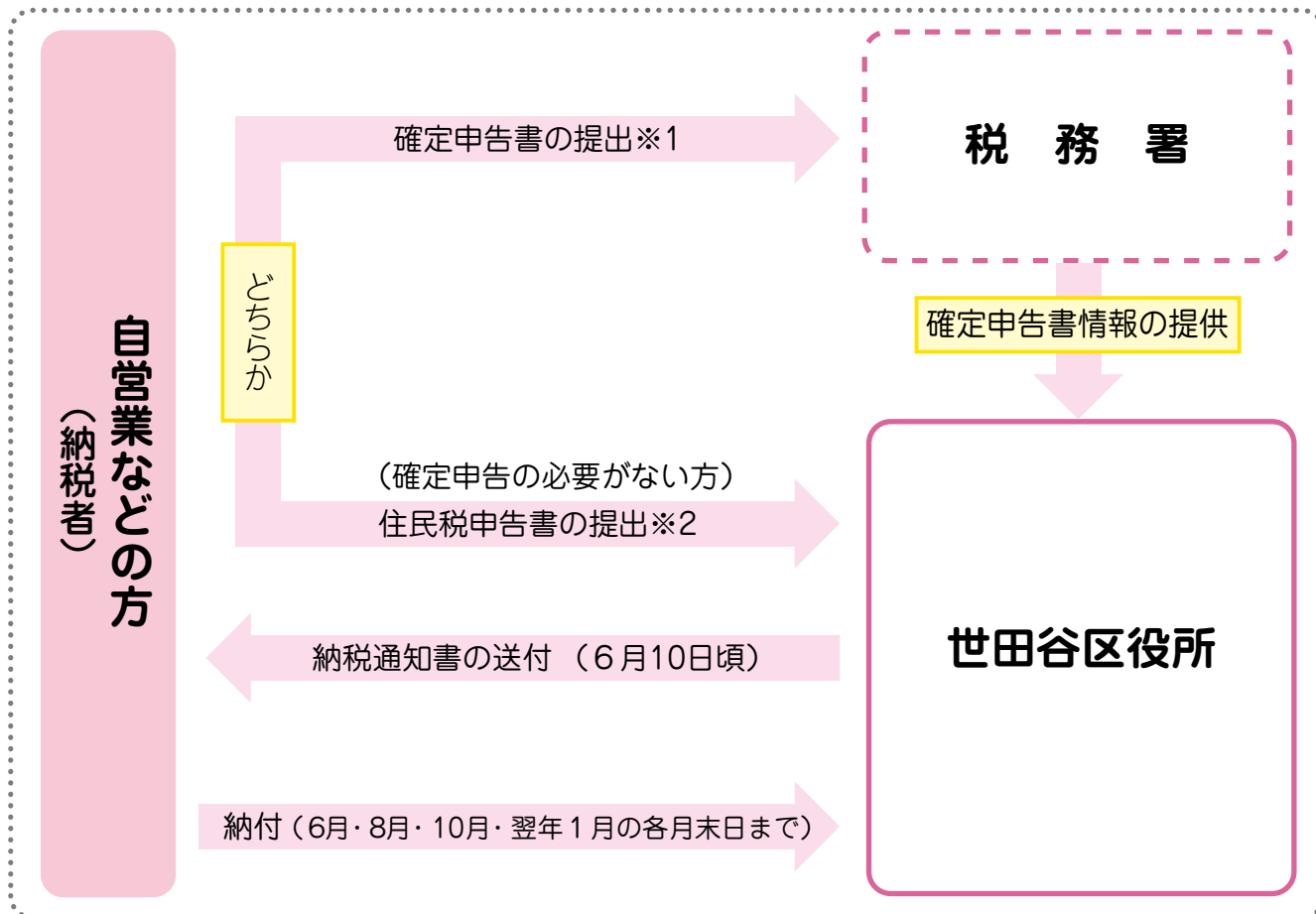
- ①公的年金収入のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、寡婦・ひとり親控除等）以外の各種控除を追加する場合
年金収入金額に応じて、所得税は課税されないが、住民税は課税される場合があります。
その場合控除を受けるためには、住民税の申告が必要です。

- ②公的年金収入以外の所得がある方

(4) 申告から納税までの流れ

自営業などの方と会社などにお勤めの方では、申告や納付方法が異なります。

1 自営業などの方……普通徴収（個人納付）



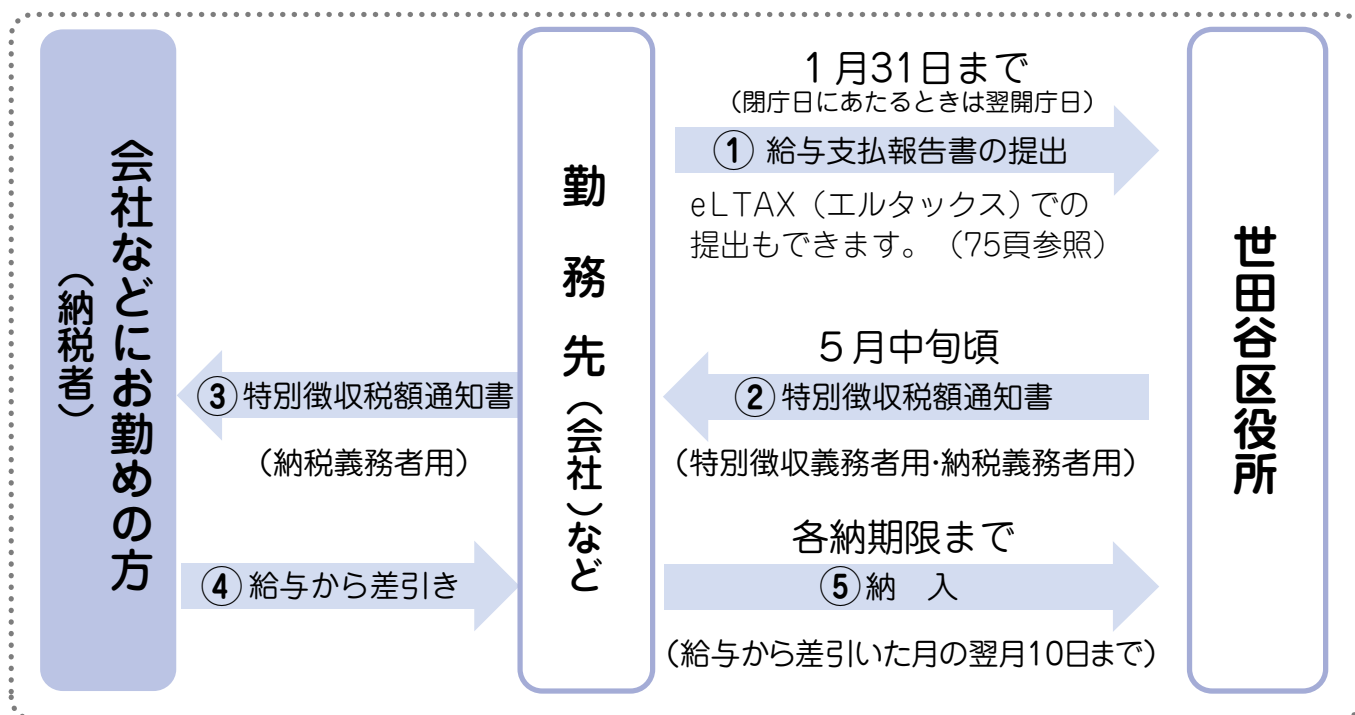
毎年、2月16日（区役所は2月1日頃）から3月15日（閉庁日にあたるときは翌開庁日）の期間に税務署または区役所へ申告していただきます。

- ※1 確定申告書の提出については、80頁をご参照ください。
- ※2 住民税申告書の要否については、12頁をご参照ください。
- ※3 令和6年度税制改正による定額減税については、普通徴収の方は第1期(6月徴収分)で控除し、控除しきれない部分は第2期(8月徴収分)にて順次控除いたします。
令和6年度税制改正については…67頁参照

納税通知書は6月10日頃、区役所からご本人あてに郵送します。

世田谷区では、税金がかからない方には納税通知書をお送りしていません。

2 会社などにお勤めの方……給与特別徴収（給与から差引き）



勤務先から給与支払報告書が区役所へ提出されますので、一般的には申告の必要はありません。勤務先から区役所へ給与支払報告書が提出されていないときは、申告が必要です。(給与所得に係る住民税の納入については、特別徴収が原則です。)

ただし、次のア、イに当てはまる方は、確定申告をしなければなりません。

ア. 給与の収入金額が2,000万円を超える

イ. 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える

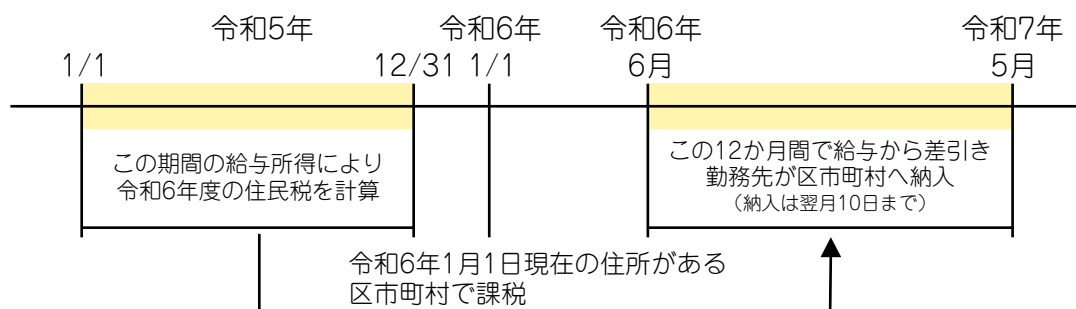
※その他詳細については管轄の税務署へお問い合わせください。

特別徴収分は6月から翌年5月までの12回に分けて、納税義務者から徴収した月の翌月10日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)までに、区役所へ納入します。

ただし、令和6年度税制改正による定額減税については、特別徴収の方は6月分を徴収せず、特別控除後の金額を7月から翌5月までの11回に分けて徴収いたします。

令和6年度税制改正については…67頁参照

令和6年度の住民税（給与特別徴収）



- ・退職された方などは、普通徴収の方法で納めていただく場合があります。…16頁参照
- ・退職金にかかる住民税 …17頁参照

◆退職された方は…

①年度の途中で会社を退職等した場合の住民税

会社などにお勤めの方の場合、住民税はその年の6月から翌年の5月まで12回に分けて給与から差引く特別徴収で納めていただきます。

退職・休職・転職等により住民税を給与から差引くことができなくなった場合、事業所から提出された異動届出書の内容により、次のア～ウのいずれかの方法で納めていただきます。

ア. 再就職した勤務先で引き続き特別徴収を継続する。

イ. 退職・休職時に残りの税額を最後の給与や退職手当から事業所が全額徴収し納入する（一括徴収）。

1月1日から4月30日までに退職等した場合は、事業所に一括徴収が義務付けられています。

〔例〕令和6年度の年税額が24万円（月額2万円）の方が、令和7年1月31日付けで退職した場合。

年	令和6年							令和7年				
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
月額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	10万円	0円			
方法	給与から差引かれた分（特別徴収分）								個人納付に切り替えられた分（普通徴収分）			

ウ. 退職・休職後の残りの税額を個人納付する（普通徴収）。

普通徴収に切り替えて、ご本人あてに納税通知書をお送りします。同封の納付書にて納付または口座振替で納めていただきます。口座振替には手続きが必要です。（57頁参照）

なお、退職後、再就職した場合、納期限前の個人納付分は再就職先の事業所から「特別徴収への切替申請書」を提出いただくことで特別徴収に切り替えることができます。

〔例〕令和6年度の年税額が24万円（月額2万円）の方が、令和6年8月31日付けで退職した場合。

年	令和6年				令和7年
月	6月	7月	8月	3期（納期限10月末）	4期（納期限1月末）
月額	2万円	2万円	2万円	9万円	9万円
方法	給与から差引かれた分（特別徴収分）			個人納付に切り替えられた分（普通徴収分）	

②退職した翌年の住民税

住民税は、前年の1月1日から12月31日までに得た所得に対して課税されます。前年に収入があり課税対象となった場合は、退職した翌年度も住民税が課税されます。

〔例〕令和5年3月31日付で退職した場合、令和5年1月から3月の収入金額と、それ以外の令和5年12月31日までの収入金額の合算により令和6年度の住民税が課税されます。

③退職金にかかる住民税

住民税は前年所得課税ですが、退職所得にかかる住民税は、原則として所得のあった年に他の所得と区別して、退職手当などの支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日に住んでいた住所地で課税されます。（現年分離課税）

退職金にかかる住民税は、退職金の支払いをする者（特別徴収義務者）が納入すべき住民税の額を計算し、退職金の支払いの際に差引いて、翌月10日までに区市町村に納入することになっています。

退職所得控除

勤続年数に応じて、次により計算した額を退職所得控除として退職金から控除することができます。勤続年数は1年末満の端数を切り上げ、1年として計算します。

（例）就職年月日 昭和61年3月24日
退職年月日 令和6年3月31日
38年と7日 → **39年**

勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）

勤続年数が20年を超える場合

800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

退職手当等の支払いを受ける方が、在職中に障害者となり、それに起因して退職した場合には、勤続年数に関係なく上記計算式に100万円を加算した金額が控除されます。

退職所得の納付すべき住民税額の計算

A $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 = \text{課税退職所得金額}$ （1,000円未満切り捨て）

1.「勤続年数が5年以下」かつ「役員等」

2分の1にする適用がありません。

2.「勤続年数が5年以下」かつ「役員等以外」（令和4年1月1日以降支給分）

退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を差引後、300万円を超える部分は、2分の1にする適用がありません。

（注）「役員等」とは、次の方をいいます。

（1）法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事および清算人ならびにこれら以外の方で、法人の経営に従事している方のうち政令で定める方

（2）国会議員および地方公共団体の議会の議員

（3）国家公務員および地方公務員

B 市町村民税（区民税）の計算

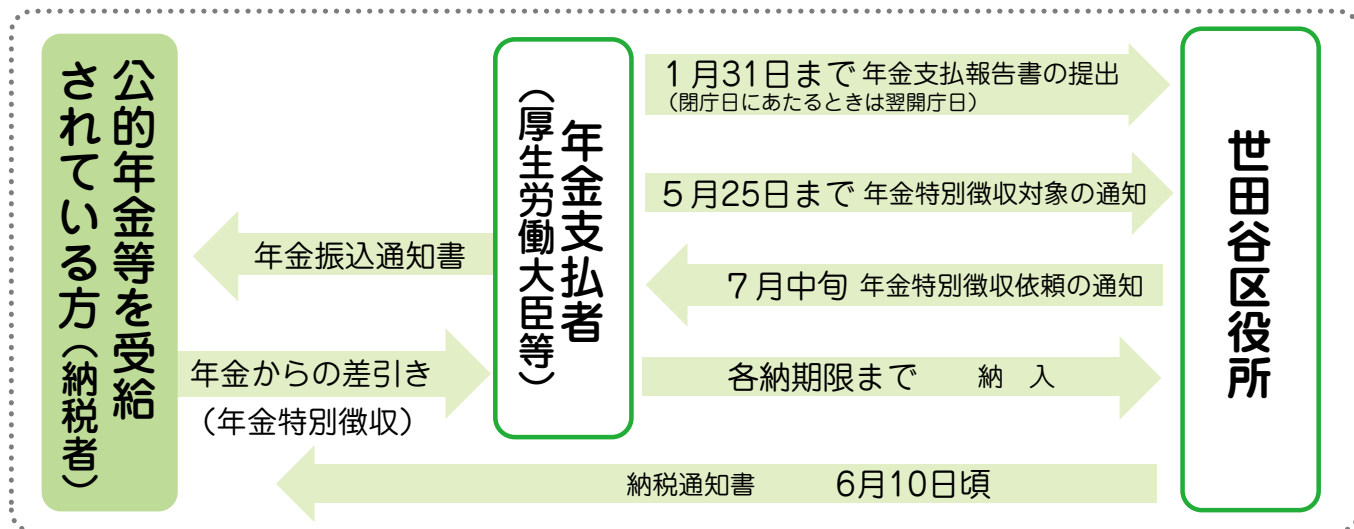
$\text{課税退職所得金額} \times \text{税率 } 6\% = \text{税額}$ （100円未満の端数切り捨て）

C 道府県民税（都民税）の計算

$\text{課税退職所得金額} \times \text{税率 } 4\% = \text{税額}$ （100円未満の端数切り捨て）

3 公的年金等を受給されている方……年金特別徴収（公的年金からの差引き）

公的年金等を受給されている方は、公的年金からの差引き（年金特別徴収）で納めていただく場合があります。



① 公的年金からの差引き（年金特別徴収）の対象となる方

令和6年4月1日現在、満65歳以上で、公的年金等を受給されている方のうち、令和5年中の年金所得に対して住民税が課税される方

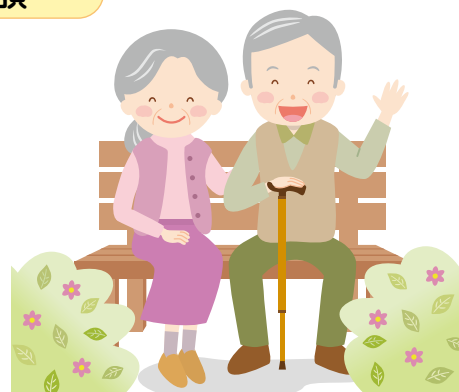
ただし、以下に当てはまる方は対象となりません。

- ・介護保険料が公的年金から差引き（年金特別徴収）されていない方
- ・老齢基礎年金等から税額が引ききれない方
- ・均等割のみの方
- ・公的年金所得以外の所得（給与所得、不動産所得など）がある方
- ・口座振替で住民税を納付している方
- ・亡くなられた方

※住民税は、障害年金、遺族年金からの差引き（年金特別徴収）はありません。

② 公的年金から差引き（年金特別徴収）される税額

前年中の年金所得から算出された住民税額が、公的年金から差引き（年金特別徴収）されます。



③各支払月ごとの納入額の割付け

前年に引き続き住民税が公的年金から差引かれている方と前年に住民税が公的年金から差引かれなかった方で、差引き（年金特別徴収）の時期や納入額の割付け方法が異なります。

前年に引き続き、住民税が公的年金から差引かれている方

令和6年度

徴収方法	年金特別徴収					
時期	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	5年度 住民税 の6分の1	5年度 住民税 の6分の1	5年度 住民税 の6分の1	6年度年税額から4月・6月・8月に仮徴収した合計額を引いた残りを3分の1ずつ		

<4～8月の公的年金支給月>〔仮徴収〕

4月・6月・8月に前年度の住民税を基に計算した金額を差引き（年金特別徴収）します。

<10～2月の公的年金支給月>〔本徴収〕

本年度年税額から4月・6月・8月に徴収した金額を除いた残りの税額を3回に分けて差引き（年金特別徴収）します。

令和7年度

徴収方法	年金特別徴収					
時期	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	6年度 住民税 の6分の1	6年度 住民税 の6分の1	6年度 住民税 の6分の1			

令和6年6月にお送りする令和6年度納税通知書では、令和7年8月までの年金特別徴収の金額についてお知らせしています。

- ※1 令和6年度税制改正による定額減税については、公的年金から特別徴収されている方は、10月に控除を行い、控除しきれない場合には12月分から順次控除します。
- ※2 令和7年度の仮徴収においては、定額減税を行う前の年税額の6分の1を徴収します。
令和6年度税制改正による定額減税について…67頁参照

前年に住民税が公的年金から差引かれなかった方

令和6年度

徴収方法	普通徴収（納付書で納付）		年金特別徴収		
時期	6月	8月	本徴収（後半分）		
			10月	12月	翌年2月
税額	6年度 住民税の4分の1	6年度 住民税の4分の1	6年度 住民税の 6分の1	6年度 住民税の 6分の1	6年度 住民税の 6分の1

<4～8月の公的年金支給月> 普通徴収（納付書で納付）

6月・8月に、年金所得にかかる年税額の4分の1ずつを納付書等（普通徴収）で納めていただきます。

※なお、令和6年度税制改正による定額減税については、第1期（6月徴収分）で行い、控除しきれない場合には第2期（8月徴収分）以降の税額から、順次控除いたします。

<10～2月の公的年金支給月>〔本徴収〕

10月・12月・2月に支給の公的年金から、年金所得にかかる年税額の6分の1ずつを差引き（年金特別徴収）します。

令和7年度

徴収方法	年金特別徴収					
時期	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	6年度 住民税の 6分の1	6年度 住民税の 6分の1	6年度 住民税の 6分の1			

令和6年6月にお送りする令和6年度納税通知書では、令和7年8月までの年金特別徴収の金額についてお知らせしています。

※各期の普通徴収税額及び公的年金からの特別徴収税額は、6月にお送りする納税通知書でご案内します。
ただし、住民税が非課税となる方には納税通知書をお送りしていません。・・・64頁Q2参照

年金特別徴収の変更

住民税の年税額が変更になり、年金特別徴収の金額変更で対応できる場合は、10月・12月・2月の特別徴収金額を変更します。年税額が変更になることにより、翌年度の仮徴収金額（4月・6月・8月分）も変更後の年税額の6分の1に相当する金額に変更になります。

年金特別徴収の中止

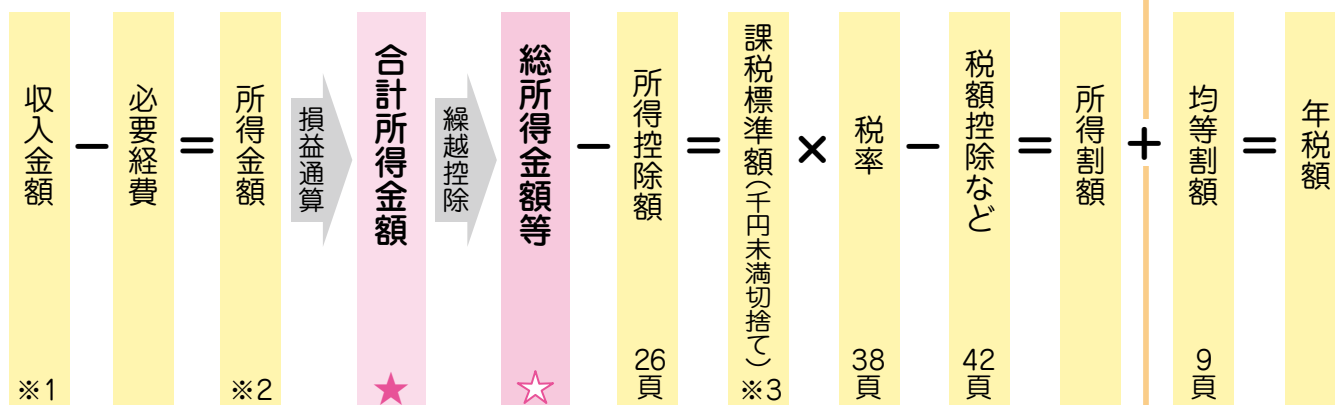
- ・年金からの特別徴収が継続できなくなった時は、年金特別徴収を中止します。
- ・年金特別徴収が中止になった時点で未納の住民税は、納付書で納めていただきます。
- ・還付になる時は、納税課より還付の通知をお送りします。

（年金特別徴収が中止となる例）

- ・年金の支給停止が発生した時
- ・前年に年金以外の所得があることがわかり、税額が変更になった時
- ・年税額が減額となり、特別徴収すべき金額がなくなった時（還付になる時）等

5 住民税の計算方法

所得割額の計算



※1…自営業などの方の場合、売上金額がそのまま収入金額になります。

- ・会社などにお勤めの方の場合、手取りの額ではなく、源泉徴収税額や社会保険料等を差引く前の額が収入金額です。

※2…収入金額から必要経費を差引いた額です。

- ・会社などにお勤めの方の場合、必要経費を特定することが難しいため、収入金額に応じた必要経費(給与所得控除)が定められています。給与収入金額より給与所得控除額を差引いた額が所得金額です。…22頁参照
- ・公的年金収入の場合は、公的年金等控除額を差引いた額が所得金額です。…23頁参照

★**合計所得金額**…損益通算(注)後の各所得金額(確定申告をした株式等の譲渡所得等を含む)の合計額をいいます。

ただし、●申告分離課税所得は、特別控除を差引く前の所得金額

●総合長期譲渡所得と一時所得は、合計額の2分の1の金額

●損失の繰越控除を差引く前の金額で計算します。

(注) 損益通算とは、不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の金額の計算上生じた損失について、一定の順序により他の所得金額から控除することです。

合計所得金額は、非課税の判定(10頁)や、配偶者控除(34頁)、配偶者特別控除(34頁)、扶養控除(35頁)、寡婦・ひとり親控除(37頁)、勤労学生控除(37頁)の適用の判定基準となります。

★**総所得金額等**…合計所得金額から、繰り越すことが認められている前年度以前の損失額を差引いた(「損失の繰越控除」といいます)金額のことです。

総所得金額等は、国民健康保険や後期高齢者医療制度の各種判定にも用いられています。

※3…所得金額から所得控除額を差引いた後の金額です。(1,000円未満の端数は切り捨てます。)

<参考> **総所得金額**…10種類の所得(22頁参照)のうち、退職所得、山林所得および譲渡所得等(分離課税分)を除いて合計した金額(純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失および雑損失の繰越控除後の金額)

6 所得金額

(1) 所得の種類

すべての課税所得は、以下の10種類のいずれかに分類されます。
(※所得金額、総所得金額については、前頁もご参照ください。)

- ①給与所得 ②雑所得 ③利子所得 ④配当所得 ⑤不動産所得 ⑥事業所得
⑦譲渡所得 ⑧一時所得 ⑨山林所得 ⑩退職所得

(2) 各所得の説明

① 給与所得

会社などにお勤めの方が支払いを受ける給料・賃金・賞与など(パート・アルバイトによる収入も含む)を給与収入といいます。その給与収入から給与所得控除額(他の所得でいう必要経費に相当するもの)を差引いた金額を給与所得といいます。

$$\text{給与収入金額} - \text{給与所得控除額} - \text{特定支出の額の合計額} = \text{給与所得}$$

※給与所得控除額 $\times 1/2$

※特定支出は23頁参照

(令和6年度)

給与収入から給与所得を計算する場合は、以下の表のとおりです。

給与収入の金額	給与所得の金額
550,999円以下	0円
551,000円～ 1,618,999円	収入の金額－550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円 ※	$A \times 4 \times 60\% + 100,000$ 円
1,800,000円～ 3,599,999円 ※	$A \times 4 \times 70\% - 80,000$ 円
3,600,000円～ 6,599,999円 ※	$A \times 4 \times 80\% - 440,000$ 円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入の金額 $\times 90\% - 1,100,000$ 円
8,500,000円以上	収入の金額－1,950,000円

※ この収入金額の区分(1,628,000円～6,599,999円)においては、給与収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた算出金額をAとします。

所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 年齢23歳未満の扶養親族がいる

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

所得金額調整控除額＝(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円) $\times 10\%$

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、

その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋

公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))－10万円

※ 1の控除がある場合は、1の控除後の金額から控除します。

所得金額	-	所得控除額	=	課税標準額 (千円未満は切り捨て)	×	税率	-	税額控除など	=	所得割額	+	均等割額	=	年税額
------	---	-------	---	----------------------	---	----	---	--------	---	------	---	------	---	-----

特定支出控除

給与所得者が前年中に下記の特定支出をした場合、一定の金額を給与所得控除後の所得金額から控除できます。

特定支出（給与の支払者の証明が必要）

1. 通勤費
2. 職務上の旅費
3. 転居費(転任に伴うもの)
4. 研修費
5. 資格取得費(弁護士、公認会計士、税理士など)
6. 帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)
7. 勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費など)※勤務必要経費の上限は65万円です。

<詳細については、管轄の税務署にお問い合わせください。…80頁参照>

② 雑所得

国民年金・厚生年金などの公的年金等(遺族年金、障害年金などの非課税所得に当てはまるものは除く)、生命保険の年金(個人年金保険)・互助会年金などの私的年金、原稿料、印税、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引及び食料品の配達などの副収入による所得などほかの所得に当てはまらない所得を雑所得といいます。

雑所得の計算方法は、公的年金等、業務に係る雑所得、その他の雑所得で次のような違いがあります。

公的年金等の雑所得

$$\text{公的年金等の収入} - \text{公的年金等控除額} = \text{公的年金等の雑所得}$$

公的年金等の収入から雑所得を計算する場合は、以下の表のとおりです。

なお、公的年金等雑所得以外に1,000万円超えの所得がある方は、表の下※もご確認ください。

受給者の年齢	公的年金等の収入 (B)	公的年金等の雑所得の金額
65歳以上 (昭和34.1.1 以前生まれ)	1円～1,100,000円以下	0円
	1,100,001円～3,299,999円	B - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	B × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	B × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	B × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円～	B - 1,955,000円
65歳未満 (昭和34.1.2 以降生まれ)	1円～600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	B - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	B × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	B × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	B × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円～	B - 1,955,000円

※公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が1,000万 1円～2,000万円以下の場合は、公的年金等雑所得の金額に10万円加算する

※公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が2,000万 1円以上の場合は、公的年金等雑所得の金額に20万円加算する

(注) 65歳以上であるかどうかは、前年の12月31日(納税者が年の途中で死亡または出国した場合には、その死亡または出国の時)の年齢によって判断します。

業務に係る雑所得

原稿料などは、原稿を書くための調査研究費などが必要経費になります。

$$\text{業務に係る雑収入} - \text{必要経費} = \text{業務に係る雑所得}$$

その他の雑所得

生命保険の年金（個人年金保険）はその年分の収入金額に対する掛金が必要経費になります。

$$\text{その他の雑収入} - \text{必要経費} = \text{その他の雑所得}$$

雑所得の金額

$$\text{公的年金等の雑所得} + \text{業務に係る雑所得} + \text{その他の雑所得} = \text{雑所得}$$

③ 利子所得

公社債・預貯金の利子などによる所得を**利子所得**といいます。利子所得には、必要経費はありません。収入がそのまま所得になります。なお、国内における利子所得は、所得税 15.315%・住民税 5%の割合で差引かれます（一律源泉分離課税という）ので、申告する必要はありません。国外で支払われた利子所得は、申告が必要です。

④ 配当所得

株式会社などの法人から受ける利益の配当・剰余金の分配などによる所得を**配当所得**といいます。株式などを取得するための借入金の利子が必要経費になります。
→上場株式等に係る配当所得については 39～40 頁も参照ください。

$$\text{配当収入} - \text{借入金の利子} = \text{配当所得}$$

⑤ 不動産所得

家賃・地代などの不動産の貸付（事業所得または譲渡所得に該当するものを除く）による所得を**不動産所得**といいます。修繕費、減価償却費、固定資産税などが必要経費になります。

$$\text{不動産収入} - \text{必要経費} = \text{不動産所得}$$

⑥ 事業所得

事業所得は、営業等所得と農業所得の2種類に分けることができます。

- 営業等所得…小売業、卸売業、製造業、サービス業、自由職業（医師・作家・弁護士・保険外交員など）、畜産業、漁業など農業以外の事業から生ずる所得
- 農業所得…米、野菜などの栽培若しくは生産、または農家が兼営する家畜、家きんなどの育成、肥育、採卵若しくは酪農品の生産などの事業から生ずる所得

$$\text{事業収入} - \text{必要経費} = \text{事業所得}$$

所得金額	-	所得控除額	=	課税標準額 (千円未満切り捨て)	×	税率	-	税額控除など	=	所得割額	+	均等割額	=	年税額
------	---	-------	---	------------------------------------	---	----	---	--------	---	------	---	------	---	-----

⑦ 譲渡所得

総合譲渡所得（土地・建物・株式など以外）

ゴルフ会員権、貴金属、骨董品などの資産を譲渡したことによる所得です。譲渡した資産を保有していた期間によって、保有の期間が5年を超えるものを「長期譲渡所得」といい、5年以下のものを「短期譲渡所得」といいます。資産の取得費、譲渡にかかった費用などが必要経費になります。

$$\text{譲渡収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除※} = \text{譲渡所得}$$

※特別控除は、長期譲渡所得と短期譲渡所得を合わせて50万円が限度です。

※長期譲渡所得の課税対象金額は、上記計算の譲渡所得の1/2の金額です。

分離譲渡所得（土地・建物・株式など）

他の所得と区別して、それぞれの税率を適用して計算します。…38～41頁参照

⑧ 一時所得

競馬・競輪等の払戻金、クイズの賞金、生命保険の満期受取金など一時的な所得を一時所得といいます。収入を得るためにかかった費用などが必要経費になります。

$$\text{一時収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除※} = \text{一時所得}$$

※特別控除は、50万円が限度です。

※一時所得の課税対象となるのは、上記計算の一時所得の1/2の金額です。

⑨ 山林所得

山林を伐採したり、立木のままで譲渡したことにより生ずる所得を山林所得といいます。植林費、管理費、伐採費などが必要経費になります。

$$\text{山林収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除※} = \text{山林所得}$$

※特別控除は、50万円が限度です。

⑩ 退職所得

退職金、一時恩給などの所得を退職所得といいます。

$$(\text{退職収入} - \text{退職所得控除}) \times 1/2 = \text{退職所得}$$

(1,000円未満切り捨て)

退職所得の課税について…

退職所得にかかる住民税は、原則として所得のあった年に、他の所得と区別して、退職した年の1月1日に住んでいた住所地で課税されます。…17頁参照

7 所得控除

(1) 所得控除の種類

所得控除とは、納税者の実情に応じた税負担を求めるため、個々の事情を考慮して所得金額から一定の金額を差引くものです。

所得控除は以下の13種類です。控除を受けるために証明書類が必要になるものもあります。

〔物的控除〕

- ① 雑損控除★ ② 医療費控除★ ③ 社会保険料控除★
④ 小規模企業共済等掛金控除★ ⑤ 生命保険料控除★ ⑥ 地震保険料控除★

〔人的控除〕

- ⑦ 配偶者控除 ⑧ 配偶者特別控除 ⑨ 扶養控除
⑩ 障害者控除 ⑪ 寡婦・ひとり親控除 ⑫ 勤労学生控除 ⑬ 基礎控除

★印の控除を受けるためには支払証明書類が必要です。

証明書類は、コピーではなく、原本が必要です。なお、②医療費控除は明細書または医療費通知が必要です。領収書では申告できません。③社会保険料控除のうち、国民年金保険料および国民年金基金掛金は証明書類が必要です。⑤生命保険料控除は旧契約の一般生命保険料の金額が9千円以下の場合には不要です。⑩障害者控除は認定書等が必要な場合があります。⑫勤労学生控除は在学証明書等が必要です。

- ・ 所得控除には、住民税と所得税で控除額が異なるものがあります。所得税の控除額については、7頁をご覧ください。

(2) 各所得控除の説明

① 雑損控除

災害や盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合や、災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした場合には、雑損控除を受けることができます。

次のⅠまたはⅡのいずれか多い方の金額が控除額となります。

$$\text{Ⅰ} \quad (\text{損失額} - \text{保険金等による補てん額}) - \text{総所得金額等の} 1/10$$

損失額は、災害を受けたときの時価によって計算します。

$$\text{Ⅱ} \quad \text{災害関連支出の金額} - 5\text{万円}$$

控除を受けるには

雑損控除を受けるには、警察署・消防署などが発行する被害の証明書、損失額の明細書などによる損失の証明が必要になります。詳しくは管轄の税務署(80頁参照)までお問い合わせください。

所得金額	-	所得控除額	=	課税標準額 (千円未満切捨て)	×	税率	=	税額控除など	=	所得割額	+	均等割額	=	年税額
------	---	-------	---	--------------------	---	----	---	--------	---	------	---	------	---	-----

② 医療費控除

医療費控除と医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）※制度の詳細は29頁～30頁参照

1 医療費控除または医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）における控除額等

	費用のうち下記金額を超えた部分を控除額に適用できます	控除限度額
医療費控除	10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない金額	200万円
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	1万2,000円	8万8,000円

※具体的な計算方法は、本頁下段及び30頁参照

※医療費控除と医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）は、どちらかひとつを選択し、控除が受けられます。

2 医療費控除及び医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）による控除を受けるためには明細書の添付が必要です。

医療費控除又は医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）による控除の適用を受ける場合、領収書（レシート）に代えて、「医療費控除の明細書」または「医療費通知」を住民税申告の際に添付することになりました。

※法定納期限の翌日から5年間は、区から「医療費控除の明細書」に係る領収書の提出又は提示を求めることがありますので、領収書はお手元で大切に保管してください。

医療費控除

納税者本人や生計を一にする親族の医療費を支払った場合に、医療費控除を受けることができます。

次の計算式によって控除額を算出します

$$\begin{array}{c}
 \text{実際に負担した医療費の額} \\
 \begin{array}{|c|c|c|c|c|}
 \hline
 \text{支払った} & - & \text{保険金等で} & - & \\
 \text{医療費} & & \text{補てんされる} & & \\
 & & \text{金額} & & \\
 \hline
 \end{array}
 & - & \begin{array}{|c|}
 \hline
 10万円または \\
 総所得金額等の5\% \\
 \text{のいずれか少ない金額} \\
 \hline
 \end{array}
 & = & \begin{array}{|c|}
 \hline
 \text{医療費控除額} \\
 \text{(最高200万円)} \\
 \hline
 \end{array}
 \end{array}$$

<保険金等で補てんされる金額>

- ・健康保険から給付される高額療養費や出産育児一時金等
- ・介護保険から給付される高額介護サービス料
- ・損害保険や生命保険から支払われる傷害費用保険金・医療保険金・入院給付金等

総所得金額等が200万円に満たない方ですと、総所得金額等の5%が10万円より少なくなるため、医療費が10万円を超えなくても医療費控除を受けることができます。

例えば、総所得金額等が130万円の方で、医療費が8万円の場合

80,000円 - (1,300,000円 × 5%) = 15,000円となり、

15,000円の医療費控除を受けることができます。

控除を受けるには

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」または「医療費通知」の添付が必要になり、医療費の領収書の添付は不要になりました。また、医療費として認められるものと認められないもの（詳細は下表「医療費控除の主な対象となるもの」参照）がありますのでご注意ください。

★控除を受ける年の前年の1月1日から12月31日までに支払った医療費が対象となります。

申告の際は、領収書の年月日にご注意ください。

★医療費控除は、税金を計算する際に所得から差引くものです。支払った医療費が還付されるわけではありません。医療費控除を受けるには、申告が必要です。所得税がかからず住民税のみ課税となる場合は、区役所へ申告してください。

住民税が課税されない方（10頁参照）は、医療費控除の申告は必要ありません。

（例）次の方は、住民税が課税されないため、医療費控除の申告は不要です。

- ・収入が給与収入のみで、給与収入が100万円以下の方
- ・収入が年金収入のみで、65歳未満で年金収入が105万円以下の方
- ・収入が年金収入のみで、65歳以上で年金収入が155万円以下の方

医療費控除の主な対象となるもの

認められるもの	認められないもの
○医師へ支払った治療費 ○病院、診療所へ支払った入院費 ○虫歯の治療費、入れ歯・インプラントなどの費用	○医師への謝礼金 ○親族に支払う看護料 ○著しく高価な入れ歯などの費用、美容のための歯列矯正費（治療のための歯列矯正費は除きます。） ○健康診断や人間ドックの費用 ※ただし、健康診断により重大な疾病が発見され、かつ、その診断に引き続きその疾病の治療をした場合は、その健康診断の費用も医療費に該当します。 ○出生前遺伝学的検査費用 ○医師の診断書作成費
○治療のためにマッサージ指圧師、鍼灸師などに支払った施術費	○無資格者が行う整体、マッサージなどの費用 ○美容や疲労回復のための整体、マッサージ
○医師の処方箋による治療、診療のための医薬品の購入費（病気になった時に医師の処方によらず、薬局で購入した風邪薬、胃腸薬などの医薬品も含まれます。）	○予防や健康増進のための医療品、健康食品の購入費 ○インフルエンザの流行を予想しての予防接種代
○通院や入院のための交通費（電車賃、バス代） ○心臓病、骨折などで電車やバスの利用が困難な場合のタクシー代	○自家用車で通院した場合のガソリン代、駐車料金
○妊娠中、医師に支払った定期検診料 ○助産師による分娩介助を受けた費用	○カルチャーセンターでの無痛分娩講座の受講料
○自己の日常最低限の用をたすために供される義手、義足、松葉杖などの購入費	○通常の近視、遠視、乱視用のメガネやコンタクトレンズの購入費
○介護保険サービス費（領収書に医療費控除対象額の記載があるもの） ・指定介護老人福祉施設の施設サービス費（利用料金等の合計額の1/2相当） ・介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院の利用料 ・一定の居宅サービスの利用料 ○6か月以上寝たきりの人のおむつ代（医師の証明のあるもの） ○医師による診断等のために直接必要な補聴器の購入費（医師の証明のあるもの）	○訪問介護（生活援助中心型）の費用 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の費用 ○特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）の費用 ○福祉用具貸与（福祉用具レンタル）の費用

医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)

所得金額	-	所得控除額	=	課税標準額 (千円未満切捨て)	×	税率	-	税額控除など	=	所得割額	+	均等割額	=	年税額
------	---	-------	---	--------------------	---	----	---	--------	---	------	---	------	---	-----

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行った方(※1)が、控除を受ける年の前年の1月1日から12月31日の間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等(※2)の購入費を支払った場合に、医療費控除の特例の控除を受けることができます。

なお、検診等又は予防接種に要した費用は、医療費控除の特例の控除対象外となりますのでご注意ください。

※1 一定の取組を行った方 (本特例の対象となる方)

控除を受ける年の前年の1月1日から12月31日において、健康の保持増進や疾病予防のための一定の取組として、次のいずれかの検診等を受けた方が対象です。なお、一定の取組を行う必要があるのは、申告される方であり、生計を一にする配偶者その他の親族がこの取組を行う必要はありません。

- (1)健康保険組合などの医療保険者や区市町村が実施する健康診査(各種健診、人間ドッグなど)
- (2)インフルエンザ等の予防接種、肺炎球菌感染症などの定期予防接種
- (3)勤務先が実施する定期健康診断
- (4)特定健康診査(メタボ健診)、特定保健指導
- (5)区市町村が実施するがん検診

※2 特定一般用医薬品等 (スイッチOTC医薬品)

「特定一般用医薬品等」とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)をいいます。

なお、一部の対象となるスイッチOTC医薬品のパッケージには、次のような識別マークが印刷または貼付されています。

▼領収書の表示例

住民税局 世田谷店 TEL03-※※※※※※※※※※ 東京都世田谷区世田谷※※※※※※※※※※	
■ 領収書 ■	
2023年4月1日(土) 12:00	
★ゼイム EX	¥1,273
ズツヤク 60	¥760
ハンドソープ	¥298
★クゼイ胃腸薬 MN	¥891
小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,222
内消費税	¥293
お預り	¥4,000
お釣り	¥778
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	



※製品の大きさやパッケージの色により、このマークの大きさや色も異なります。
※製品は順次マーク付きに置き換わっていきますが、マーク無しでも同じ製品は制度の対象となります。

また、購入の際のレシート、領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨の印字が手書きの注記がされることになっていますので、レシート、領収書等をご確認ください。

領収書に控除の対象であることが記載されています

そのほか、対象となる具体的なスイッチOTC医薬品は、厚生労働省のホームページで確認ができます。



(適用期間)

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用期間は、平成29年1月1日から令和8年12月31日までです(平成30年度から令和9年度の個人住民税に適用されます)。

次の計算式によって控除額を算出します

$$\begin{array}{c} \text{実際に負担した} \\ \text{特定一般用医薬品等購入費の額} \\ \hline \begin{array}{c} \text{支払った} \\ \text{特定一般用} \\ \text{医薬品等購入費} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} - 1万2,000円 = \begin{array}{c} \text{医療費控除の特例} \\ \text{(セルフメディケーション税制)} \\ \text{による医療費控除額} \\ \text{(最高8万8,000円)} \end{array} \end{array}$$

控除を受けるには

- ★控除を受ける年の前年の1月1日から12月31日までに支払った特定一般用医薬品等購入費が対象となります。申告の際は、領収書の年月日にご注意ください。
- ★医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)による控除は、税金の計算をする際に所得から差引くものです。支払った特定一般用医薬品等購入費が還付されるわけではありません。控除を受けるには、申告が必要です。所得税がかからず住民税のみ課税となる場合は、区役所へ申告してください。
- ★申告をする際には、健康の保持増進や疾病予防への一定の取組に関する事項を記載した医療費控除の明細書が必要です。取り組みを行ったことを明らかにする書類は法定納期限の翌日から5年間提出又は提示を求めることがありますので、保管をお願いします。

所得金額	-	所得控除額	=	課税標準額 (千円未満切捨て)	×	税率	=	税額控除など	=	所得割額	+	均等割額	=	年税額
------	---	-------	---	--------------------	---	----	---	--------	---	------	---	------	---	-----

③ 社会保険料控除

社会保険料を支払った場合は、社会保険料控除を受けることができます。

社会保険料には、国民健康保険料、健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、介護保険料、雇用保険料などが含まれます。

控除を受けるには

国民年金保険料および国民年金基金掛金については、保険料等を支払ったことを証明する書類が必要ですが、それ以外の保険料等については必要ありません。

※各証明書の再発行や詳細については、下記の連絡先にお問い合わせください。

国民年金保険料・・・世田谷年金事務所 電話：03(6844)3871

国民年金基金掛金・・・全国国民年金基金 電話：03(6804)2202

④ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済などに加入されている方は、その支払額について控除を受けることができます。控除の対象となる掛金は、小規模企業共済契約掛金、確定拠出年金加入者掛金（個人型・企業型）、心身障害者扶養共済掛金です。

控除を受けるには

支払額の証明書が必要です。

【前納分の社会保険料・小規模企業共済等掛金の控除の留意点】

翌年以後に納付期日が到来する保険料を一括して支払う「前納保険料」については、次の計算式により計算した金額が本年中に支払った社会保険料等となります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{前納保険料の総額} \\ \text{前納により割引をされた場合} \\ \text{には、その割引後の金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する納付期日の回数}}{\text{前納保険料に係る納付期日の総回数}}$$

ただし、前納の期間が1年以内のものについては、前納保険料の全額を控除することができます。

※納付期日が到来して本年中に支払うべき保険料であっても現実に支払っていないものは控除できません。

⑤ 生命保険料控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

生命保険や個人年金、介護医療保険の契約をしている方は、その保険料の支払金額に応じて控除を受けることができます。

※保険の契約時期(平成24年1月1日以降に契約したものと、平成23年12月31日以前に契約したものと)で控除を受けられる保険の種類と控除額の計算方法が異なりますので、ご注意ください。

生命保険料控除の額

支払保険料等の区分		年間の支払保険料	控除額
(a) 一般の生命保険料	①新一般生命保険料控除 (平成24年1月1日以降に契約)	12,000円以下	支払った保険料の全額
		12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円
		32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円
		56,001円以上	28,000円
	②旧一般生命保険料控除 (平成23年12月31日以前に契約)	15,000円以下	支払った保険料の全額
		15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円
		40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円
	③新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合の控除		ア①により計算した金額 イ②により計算した金額 ウ①及び②により計算した金額の合計額 (ウについては上限28,000円) 上記ア～ウのうち最大になるもの
(b) 介護医療保険料	介護医療保険料控除	12,000円以下	支払った保険料の全額
		12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円
		32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円
		56,001円以上	28,000円
(c) 個人年金保険料	①新個人年金保険料控除 (平成24年1月1日以降に契約)	12,000円以下	支払った保険料の全額
		12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円
		32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円
		56,001円以上	28,000円
	②旧個人年金保険料控除 (平成23年12月31日以前に契約)	15,000円以下	支払った保険料の全額
		15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円
		40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円
	③新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合の控除		ア①により計算した金額 イ②により計算した金額 ウ①及び②により計算した金額の合計額 (ウについては上限28,000円) 上記ア～ウのうち最大になるもの

※複数の保険料等に係る控除の適用を受ける場合の適用限度額

上記(a)一般の生命保険料+(b)介護医療保険料+(c)個人年金保険料の合計で、控除できる生命保険料控除金額は、7万円が限度となります。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{所得金額} & - & \text{所得控除額} & = & \text{課税標準額} & \times & \text{税率} & - & \text{税額控除など} & = & \text{所得割額} & + & \text{均等割額} & = & \text{年税額} \\ \hline \end{array}$$

(千円未満は切り捨て)

控除を受けるには

控除の対象になるのは、受取人を本人、配偶者またはその他の親族とする契約について納税者本人が支払った保険料です。

申告の際には支払った保険料の証明書が必要です。証明書を紛失したときは、保険会社にお問い合わせください。

⑥ 地震保険料控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

地震保険の契約をしている方は、その保険料の支払い金額に応じて控除を受けることができます。また、平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約(契約期間が10年以上で満期払戻金などがあるもの)について支払った保険料も、旧長期損害保険料分として地震保険料控除を受けることができます。

地震保険料・旧長期損害保険料の控除額は、以下の表のとおりです。剰余金の分配や払戻金などがあつた場合は、支払った額から剰余金や払戻金を差し引いた額により計算します。

種類	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
地震保険	50,000円以下	支払保険料 × 1 / 2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払保険料 × 1 / 2 + 2,500円
	15,001円～	10,000円

両方の支払金額がある場合は、それぞれを計算した額の合計が控除額になります。控除限度額は、25,000円です。

控除を受けるには

控除の対象になるのは、納税者本人や配偶者その他の親族が所有し、常に居住している家屋や生活のための資産を保険の目的とした契約について支払った保険料です。

申告の際には支払った保険料の証明書が必要です。証明書を紛失したときは、保険会社にお問い合わせください。



⑦ 配偶者控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に受けることができます。

控除額は、納税者本人の合計所得金額により下表のとおりとなります。

<配偶者控除額>

配偶者の合計所得金額 48万円以下	納税者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除額	33万円	22万円	11万円	控除の適用なし
老人配偶者控除額 70歳以上の配偶者 (昭和29年1月1日以前生まれの方)	38万円	26万円	13万円	

※配偶者が国外居住者である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出が必要です。
各書類については、36 頁をご参照ください。

⑧ 配偶者特別控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合に受けることができます。

適用要件と控除額は、下表のとおりです。

<配偶者特別控除額>

配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除の適用なし
100万円超～105万円以下	31万円	21万円		
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	控除の適用なし			

※配偶者が国外居住者である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出が必要です。
各書類については、36 頁をご参照ください。

所得金額	-	所得控除額	=	課税標準額 (千円未満切捨て)	×	税率	=	税額控除など	=	所得割額	+	均等割額	=	年税額
------	---	-------	---	--------------------	---	----	---	--------	---	------	---	------	---	-----

⑨ 扶養控除

(所得税との
金額の違いは7頁参照)

納税者本人と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の扶養親族（配偶者を除く）がいる場合に受けることができます。適用要件と控除額は、以下の表のとおりです。

扶 養 控 除	扶養親族のうち、年齢が16歳以上（平成20年1月1日以前生まれ）の方がいる場合	1人33万円
特定扶養控除	扶養親族のうち、年齢が19歳～22歳（平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ）の方がいる場合	1人45万円
老人扶養控除	扶養親族のうち、年齢が70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）の方がいる場合	1人38万円
同居老親等扶養控除	上記老人扶養のうち納税者または配偶者の直系尊属で、納税者本人または配偶者と同居している方がいる場合	1人45万円

各控除の要件は、前年の12月31日現在で判定します。ただし、扶養されている方が前年中に死亡した場合は、死亡した時点でその要件に該当するかどうかの判定をします。

16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）について

16歳未満の扶養親族については扶養控除の対象となりませんが、住民税では、非課税の判定のため、16歳未満の扶養親族の情報が必要となります。また、児童手当や就学援助等を受けるために16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）の申告が必要となる場合があります。

該当する方は、必ず申告をしてください。

扶養親族

扶養親族とは、納税者の配偶者以外の親族（次の①～③）で、その納税者と生計を一にする者（事業専従者に該当するものを除く）のうち、合計所得金額（21頁参照）が48万円以下の者をいいます。

- ①配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）
- ②児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
- ③老人福祉法の規定により区市町村長から養護を委託された老人

日本国外に居住する親族を扶養控除の対象とするためには

国外居住親族に係る扶養親族・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族含む）の適用を受ける場合、下記記載の一定の確認書類を提出又は提示する必要があります。

また、令和5年1月からは、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族のうち、次の（1）～（3）のいずれかに該当する者に限られることとされました。

- （1）年齢16歳以上30歳未満の者
- （2）年齢70歳以上の者
- （3）年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①～③までのいずれかに該当する者

- ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ②障害者
- ③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

※必要書類は次頁を参照のこと

扶養控除を受けるためには

国外居住親族について、扶養控除の適用を受ける方は、下記に記載の確認書類の提出又は提示が必要となります。

		必要書類
30歳未満又は70歳以上		「親族関係書類」及び「送金関係書類」※送金額は問いません
30歳以上 70歳未満	①留学生	「親族関係書類」、「送金関係書類」及び「留学ビザ等書類」 ※送金額は問いません
	②障害者	「親族関係書類」及び「送金関係書類」※送金額は問いません。 障害の状態が確認できる書類の提出を求める場合があります。
	③38万円以上の 支払いを受けている人	「親族関係書類」及び国外居住親族各人に対する 「38万円以上送金関係書類」

◇「親族関係書類」…次の1又は2の書類

1. 戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)のコピー
2. 国外居住親族の氏名、生年月日及び住所が記載された外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

◇「送金関係書類」…次の1又は2の書類

1. 外国送金依頼書の控え
2. クレジットカードの利用明細書等

◇「留学ビザ等書類」…次の1又は2の書類

1. 外国における査証(ビザ)に類する書類の写し
2. 外国における在留カードに相当する書類の写し

なお、上記書類が外国語で作成されている場合は、日本語による翻訳文も必要です。

⑩ 障害者控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

納税者本人または扶養する親族※¹(16歳未満、同一生計配偶者※²を含む)が障害者である場合に受けることができます。障害者手帳をお持ちでない65歳以上の要介護・要支援認定を受けている方で、世田谷区にお住まいの方は、各総合支所保健福祉課にて「障害者控除対象者認定書」の交付を受けていれば対象となります。(他の区市町村にお住まいの方は、お住まいの区市町村にお問い合わせください。)

障害者控除額	1人	26万円
特別障害者※ ³ の場合	1人	30万円
同居特別障害者※ ⁴ の場合	1人	53万円

※¹ 親族…

本人の配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※² 同一生計配偶者…

納税者本人と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の配偶者の方をいいます(納税者本人の合計所得金額による制限はありません)。

※³ 特別障害者…

障害の程度が身体障害者手帳で1級または2級、愛の手帳で1度または2度、精神障害者保健福祉手帳で1級の方などが該当します。

※⁴ 同居特別障害者…

扶養されている特別障害者のうち、次のア～ウのいずれかの方と同居している方をいいます。

ア) 納税者本人

イ) 納税者の配偶者

ウ) 納税者と生計を一にするその他の親族

⑪ 寡婦・ひとり親控除 (所得税との金額の違いは7頁参照)

所得金額	-	所得控除額	=	課税標準額 (千円未満切捨て)	×	税率	-	税額控除など	=	所得割額	+	均等割額	=	年税額
------	---	-------	---	-----------------------------------	---	----	---	--------	---	------	---	------	---	-----

現に婚姻していない方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合を除く)で合計所得金額が500万円以下の方は、寡婦またはひとり親控除のどちらかを受けられる場合があります。適用要件と控除額は以下の表のとおりです。

寡婦控除	・ 夫と離別後、婚姻をしていないときで、子以外の扶養親族※(35頁参照)がいる方 ・ 夫と死別後、婚姻をしていないとき、またはその生死が不明のとき	26万円
ひとり親控除	現に婚姻をしていない、または配偶者の生死が不明で、 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子※がいる方	30万円

※扶養親族及び生計を一にする子には、他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は含まれません。

合計所得金額が500万円以下で
現に婚姻していない、事実婚の状態でない方

寡婦控除 26万円



ひとり親控除 30万円



⑫ 勤労学生控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

納税者本人が学生などで給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下で、そのうち勤労によらない所得金額(不動産所得など)が10万円以下の場合に受けることができます。

控除額 26万円

控除を受けるには

在学証明書、学生証の写しなどの証明書類が必要です。

⑬ 基礎控除

(所得税との金額の違いは7頁参照)

前年の合計所得金額に応じて適用される控除です。

前年の合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除の適用がありません。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

8 税率

(1) 一般的な税率(総合課税)

10種類の所得(詳しくは→22～25頁参照)のうち、給与・雑・利子・配当・不動産・事業・譲渡(分離課税分を除く)・一時・山林・退職所得は、以下の表の税率を使います。これを総合課税といいます。

	特別区民税	都民税
税 率	6 %	4 %

(2) 特別な税率(分離課税)

10種類の所得の中で、以下の所得には、一般的な税率を使わずに、他の所得と区別して特別な税率を使用します。これを分離課税といいます。

① 土地・建物などの譲渡所得

所有していた土地・建物などを譲渡し、それにより利益を得た場合は住民税が課税されます。また、土地・建物などを所有していた期間、譲渡したものによって税率や特別控除が異なります。

$$\text{譲渡収入} - \text{必要経費(取得費・譲渡費用)} - \text{特別控除} = \text{課税譲渡所得}$$

税 率

長期	課税譲渡所得 × 税率	特別区民税	3 %
		都民税	2 %
短期	課税譲渡所得 × 税率	特別区民税	5.4 %
		都民税	3.6 %

主な特別控除

	長期(所有期間5年超える)	短期(所有期間5年以下)
一般の場合	なし	
居住していた土地・建物	3,000 万円	
土地収用法等による場合	5,000 万円	

優良住宅などを譲渡したときは税率が異なります。

② 株式等の譲渡所得と配当所得

所得金額	-	所得控除額	=	課税標準額 (千円未満切捨て)	×	税率	=	税額控除など	=	所得割額	+	均等割額	=	年税額
------	---	-------	---	--------------------	---	----	---	--------	---	------	---	------	---	-----

株式等の譲渡所得と配当所得には、申告が必要なものと不要なものがあります。

申告不要な株式等譲渡所得と配当所得

上場株式等の譲渡所得や配当所得のうち、所得税・住民税を源泉徴収・特別徴収されている場合は、原則として確定申告や住民税の申告は不要です。

ただし、上場株式等の譲渡所得の損失と配当所得を損益通算する場合や、株式等譲渡所得割額および配当割額の還付を受ける場合は申告を選択することができます。

特定公社債の利子等につきましては、総合課税を選択することはできません。

申告不要な株式等譲渡所得と配当所得の申告方法の選択について

申告が不要とされている上場株式等の譲渡所得や配当所得について、所得税の確定申告において申告した場合、住民税においても同様にその課税方式が適用されます。

令和5年度住民税までは所得税と異なる課税方式を選択することができましたが、令和4年度税制改正により、令和6年度以降の住民税については、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。

申告不要な株式等譲渡所得や配当所得を確定申告した場合

申告をした場合は住民税も課税されますが、既に特定口座で特別徴収されている住民税の金額を所得割額から控除することができます(確定申告書第二表の書き方72頁参照)。控除しきれない金額は均等割額を充当し、それでも差し引くことができれば還付されます。

ただし、申告不要の株式等譲渡所得や配当所得を申告した場合、合計所得金額に算入されます。それによって、非課税判定や配偶者控除等の人的控除適用の判定基準であることや、65歳以上の方の介護保険料の算定のほか、国民健康保険や後期高齢者医療制度等の各種判定にも影響します。

そのため、申告をすることで、支払った所得税の還付を受けられても住民税や保険料が高くなる場合があります。

その他、70歳以上の方のシルバーパスは非課税対象者でなくなった場合、所得により、1,000円での購入ができなくなる場合があります。

上記のようなことがあるため、他の所得やご家族の所得状況をご確認の上、申告をするかしないかご検討ください。

株式等譲渡所得の税率

源泉徴収をしていない上場株式等、一般株式等の譲渡所得は申告が必要です。

$$\text{譲渡収入} - \text{必要経費（取得費・譲渡費用）} = \text{課税譲渡所得}$$

区分	源泉徴収	所得税	住民税
株式等 譲渡所得	×	源泉徴収なし(15%)	特別徴収なし(特別区民税3%都民税2%)
		源泉徴収されていないので、確定申告等が必要です。	特別徴収されていないので、申告が必要です。
	○	源泉徴収済(15.315%)	特別徴収済(特別区民税3%都民税2%)
		源泉徴収されているので、原則として確定申告は不要です。	特別徴収されているので、原則として住民税の申告は不要です。
		確定申告を選択(分離課税のみ)	確定申告の内容を反映(分離課税のみ)
		損失は分離課税で申告した上場株式等の配当所得と損益通算できます。	損失は分離課税で申告した上場株式等の配当所得と損益通算できます。また、株式等譲渡所得割額(※3)を控除します。

配当所得の税率

区分	源泉徴収	所得税	住民税
一般株式 上場株式 大口保有 分(※1)	△	源泉徴収済(20.42%)	特別徴収なし(区民税6%都民税4%)
		原則、確定申告が必要となり、総合課税されます。(超過累進税率適用) 配当控除が適用されます。	住民税の申告が必要となり、総合課税されます。配当控除(※2)が適用されます。
上場株式 等(大口 保有分を 除く) 特定公社 債	○	源泉徴収済(15.315%)	特別徴収済(特別区民税3%都民税2%)
		源泉徴収されているので、原則として確定申告は不要です。	特別徴収されているので、原則として住民税の申告は不要です。
		総合課税を選択(超過累進税率)	総合課税を選択(特別区民税6%都民税4%)
		原則、配当控除が適用されます。特定公社債の利子は総合課税を選択できません。	配当控除(※2)が適用されます。配当割額(※3)を控除します。特定公社債の利子は総合課税を選択できません。
		分離課税を選択(15.315%)	分離課税を選択(特別区民税3%都民税2%)
		配当控除適用外です。上場株式等の譲渡所得の損失と損益通算ができます。	配当控除(※2)が適用外です。上場株式等譲渡所得の損失と損益通算ができます。配当割額(※3)を控除します。

(※1)大口保有分：発行済株式等の3%以上を保有しているもの

(※2)42頁を参照

(※3)48頁を参照(確定申告書第二表に必ず記載してください。72頁参照)

○：所得税、住民税共に源泉徴収 △：所得税のみ源泉徴収 ×：所得税、住民税共に源泉徴収されない

③ 商品先物取引に係る雑所得などの所得

商品先物取引による所得で一定のものについては、特別区民税3%、都民税2%の税率で分離課税されます。

④ 退職所得

課税退職所得金額の計算方法は、17頁をご参照ください。

9 税額控除

税額控除とは、課税標準額に税率をかけて算出された税額から差引かれるものです。住民税においては以下の7種類です。

- ①調整控除 ②配当控除 ③住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)
- ④寄附金税額控除 ⑤外国税額控除 ⑥調整措置
- ⑦株式等譲渡所得割額または配当割額の控除

① 調整控除

調整控除は、平成19年度の税源移譲時に住民税と所得税の人的控除額(※)の差によって増加した税負担を調整するため、所得割額から一定の金額を控除するものです。

※人的控除とは、扶養控除や配偶者控除のように、本人や家族の状況等に基づき、一人当たりの控除額が定額で定められている所得控除のことです。住民税と所得税の人的控除額の差については、7頁をご参照ください。

合計課税所得金額が200万円以下の方と200万円を超える方で計算方法が異なります。

合計課税所得金額が200万円以下の方	合計課税所得金額が200万円を超える方
次の①と②のいずれか少ない金額の5% (特別区民税3%、都民税2%)	次の①の金額から②の金額を差し引いた金額 (5万円未満の場合は5万円)の5% (特別区民税3%、都民税2%)
①住民税と所得税の「人的控除額の差」 の合計	①住民税と所得税の「人的控除額の差」 の合計
②合計課税所得金額	②合計課税所得金額－200万円

ここでの合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額をいいます。

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用対象外です。

② 配当控除

総所得金額(21頁参照)の中に対象となる株式の配当等の所得がある場合には、算出した所得割額から、配当所得の金額に以下の表の該当する率(%)を乗じた金額を差し引きます。

課税総所得金額 区 分	1,000万円以下の場合		1,000万円超の場合			
			1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託 以外の証券投資信託 の収益の分配	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券 投資信託の 収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

③ 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{所得金額} & - & \text{所得控除額} & = & \text{課税標準額} & \times & \text{税率} & - & \text{税額控除など} & = & \text{所得割額} & + & \text{均等割額} & = & \text{年税額} \\ \hline \end{array}$$

(千円未満切捨て)

平成21年から令和7年12月末までに入居し、所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった方については、一定額を住民税の所得割額から差引くことができます。

入居年月	住民税の税額 控除適用期間	住民税の控除額の計算方法
平成21年 ～26年3月	平成22年度 ～令和6年度 (最長10年間)	次のうちいずれか小さい額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額×5% (上限97,500円)
平成26年4月 ～令和3年12月 (次項の場合を 除く)	平成27年度 ～令和13年度 (最長10年間)	住宅にかかる消費税率が8%でも10%でもない場合 次のうちいずれか小さい額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額×5% (上限97,500円) 住宅にかかる消費税率が8%または10%の場合 次のうちいずれか小さい額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額×7% (上限136,500円)
令和元年10月 ～令和4年12月 ※契約期限の 条件あり	令和2年度 ～令和17年度 (最長13年間)	住宅にかかる消費税率が10%の場合 次のうちいずれか小さい額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額×7% (上限136,500円)
令和4年 ～令和7年12月 (前項の場合を 除く)	令和5年度 ～令和20年度 (最長13年間)	住宅にかかる消費税率が10%の場合 次のうちいずれか小さい額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額×5% (上限97,500円)

確定申告で住宅ローン控除の申請をされる方は、確定申告書第二表の特例適用条文等に居住開始日をご記入ください。

以下の場合、居住開始年月日の末尾に次のように記入してください。

特別特例取得に該当する場合

▶ (特特)

特例特別特例取得に該当する場合

▶ (特特特)

特例取得かつ新型コロナウイルスの影響による入居遅延に該当する場合

▶ (特特)

特別特定取得に該当し、令和2年末までに居住した場合

▶ (特特)

特定取得に該当し、令和3年末までに居住した場合(上記に該当する場合を除く)

▶ (特)

※詳細は、管轄の税務署(80頁参照)にお問い合わせください。

④ 寄附金税額控除

都道府県や区市町村などの各自治体や、そのほか特定の団体などに寄附を行った場合、翌年度の住民税の所得割額から控除することができます。

対象となる寄附先と控除額の計算方法

寄附先	控除額の計算方法
都道府県、区市町村 (ふるさと納税) ※令和元年6月1日以後は総務大臣が指定した都道府県、区市町村が対象となります。 ※日本赤十字社や中央共同募金会等で災害による被災地方団体の救援を目的として募金活動をおこなっている団体に対する義援金も対象となります。	・ 確定申告や住民税の申告を行う方は、 下記 (ア)基本控除額 (イ)特例控除額 の合計額 ・ 確定申告や住民税の申告を行わず、ふるさと納税ワンストップ特例制度(詳細は46、47頁参照)を利用する方は、 下記 (ア)基本控除額 (イ)特例控除額 (ウ)申告特例控除額 の合計額 (ア)基本控除額 $(\text{対象寄附金合計額}^{※1} - 2,000\text{円}) \times 10\%$ (区民税6%・都民税4%) (イ)特例控除額^(※2) $(\text{対象寄附金合計額}^{※1} - 2,000\text{円}) \times \text{次頁の表にある特例控除率}$ (ウ)申告特例控除額^(※3) $(\text{特例控除額(上記(イ))} \times \text{次頁の表にある申告特例控除割合})$
東京都共同募金会 または 日本赤十字社東京都支部	$(\text{対象寄附金合計額}^{※1} - 2,000\text{円}) \times 10\%$ (区民税6%・都民税4%)
世田谷区が条例で指定する団体	$(\text{対象寄附金合計額}^{※1} - 2,000\text{円}) \times 6\%$ (区民税6%)
東京都が条例で指定する団体	$(\text{対象寄附金合計額}^{※1} - 2,000\text{円}) \times 4\%$ (都民税4%)
世田谷区・東京都が条例で指定する団体	$(\text{対象寄附金合計額}^{※1} - 2,000\text{円}) \times 10\%$ (区民税6%・都民税4%)

(※1)対象寄附金合計額は総所得金額等の30%が限度となります。

(※2)特例控除額は、所得割額から調整控除額を除いた額の20%が限度となります。

(※3)税務署に確定申告をした場合は所得税から所得控除として控除されるため、住民税では適用されません。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \boxed{\text{所得金額}} & - & \boxed{\text{所得控除額}} & = & \boxed{\text{課税標準額}} & \times & \boxed{\text{税率}} & - & \boxed{\text{税額控除など}} & = & \boxed{\text{所得割額}} & + & \boxed{\text{均等割額}} & = & \boxed{\text{年税額}} \\ \hline \end{array}$$

(千円未満切捨て)

(イ) 特例控除額・(ウ) 申告特例控除額を求める際の割合

住民税の課税総所得金額※1－人的控除差調整額※2	特例控除率	申告特例控除割合
1,950,000円まで	84.895%	84.895分の5.105
1,950,001円から 3,300,000円まで	79.79%	79.79分の10.21
3,300,001円から 6,950,000円まで	69.58%	69.58分の20.42
6,950,001円から 9,000,000円まで	66.517%	66.517分の23.483
9,000,001円から18,000,000円まで	56.307%	56.307分の33.693
18,000,001円から40,000,000円まで	49.16%	
40,000,001円から	44.055%	

※1 総所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。(21頁参照)

※2 所得税と住民税の人的控除の差の合計金額です。差額の詳細については7頁参照。
合計所得金額が2,400万円を超える場合も基礎控除の人的控除差は5万円で計算します。

条例で指定する団体について

- ・東京都が条例で指定する団体について
⇒対象団体については、東京都へお問い合わせください。
- ・世田谷区が条例で指定する団体について
⇒対象団体については、世田谷区のホームページの「寄附金税額控除について」のページ内にある「条例指定寄附金対象団体一覧表」にてご確認ください。



控除を受けるには

申告により控除を受ける方

ふるさと納税ワンストップ特例制度(詳細は46、47頁参照)によらない寄附金税額控除を受けるためには、管轄の税務署に確定申告をすることが必要となります(確定申告書の第二表「住民税・事業税に関する事項」内にある「都道府県、市区町村への寄附」欄の該当項目にも必ずご記入ください)。記入方法については73頁参照。

なお、税務署へ確定申告をした方は、区役所への申告は不要ですが、所得税が課税されずに住民税のみが課税される方は、区役所への申告が必要となります。どちらも受領書又は寄附金控除に関する証明書の添付が必要です。

ワンストップ特例制度で控除を受ける方

ふるさと納税をする際に「寄附金税額控除に係る特例申請書」を各寄附先の地方公共団体に提出してください。申請書の記入方法につきましては、寄附先の地方公共団体にご確認ください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

給与所得者や年金所得者の方で確定申告不要な方が、総務大臣が指定した都道府県・区市町村に対する寄附(ふるさと納税)をした場合、寄附先の自治体が寄附をした本人に代わり住民税を課税する自治体に寄附金控除の申請をする制度です。

この制度を使った場合は、およそ所得税の寄附金控除による減額に相当する金額を住民税の控除金額と合算して所得割額より控除します。

対象となる方

- 以下の3つすべてを満たす方
- ①所得が給与所得・年金所得のみ
 - ②確定申告および特別区民税・都民税の申告の必要がない
 - ③ふるさと納税の寄附先自治体が5カ所まで

対象とならない方

- ・確定申告をする方
 - ・特別区民税・都民税の申告をする方
 - ・ふるさと納税の寄附先自治体が6カ所以上
- ※ワンストップ特例申請後に上記の手続きを行った場合は、当申請が無効になりますのでご注意ください。
※対象とならない方は、確定申告により寄附金控除の申告をしてください。その際、確定申告書第二表の住民税・事業税に関する事項の都道府県、市区町村への寄附欄に寄附金額をご記入ください。73頁参照



控除の上限額の目安は、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」で確認できます。



■全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安

<ふるさと納税ポータルサイトより>

年収	ふるさと納税を行う方の家族構成		
	独身または共働き	夫婦+子1人(高校生)	共働き+子2人(大学生と高校生)
300万円	2万8000円	1万1000円	7000円
500万円	6万1000円	4万円	3万6000円
700万円	10万8000円	7万8000円	7万5000円



世田谷区のホームページで住民税額の試算ができます。
ふるさと納税による寄附金税額控除の額も試算できます。
試算した税額は確定額ではありません。



ふるさと納税に関する問い合わせ先について

- 寄附金税額控除について
課税課第1係～第3係・・・電話番号等は78頁参照(担当区域の係にご連絡ください)
- 区への寄附金、ふるさと納税の全般的な内容について
ふるさと納税対策担当課・・・電話 03(5432)2190
FAX 03(5432)3047

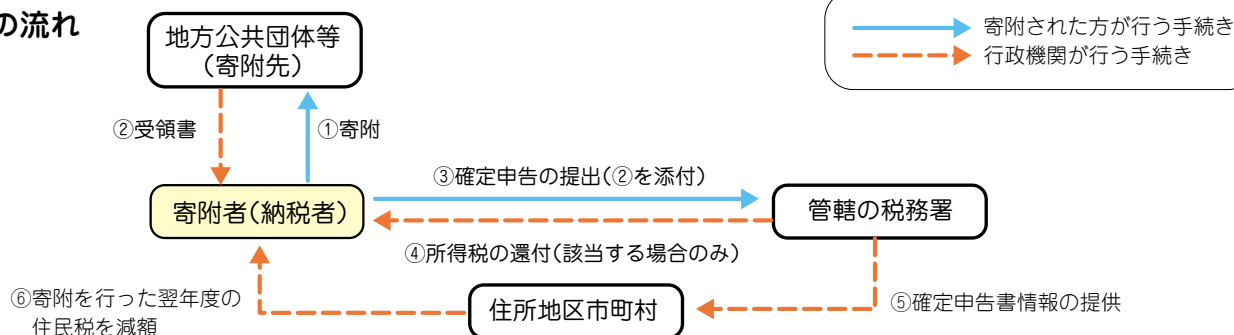
$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{所得金額} & - & \text{所得控除額} & = & \text{課税標準額} & \times & \text{税率} & - & \text{税額控除など} & = & \text{所得割額} & + & \text{均等割額} & = & \text{年税額} \\ \hline \end{array}$$

(千円未満切捨て)

ふるさと納税について確定申告をした場合とワンストップ特例制度の違い

確定申告をして寄附金税額控除を受ける場合

■申告の流れ



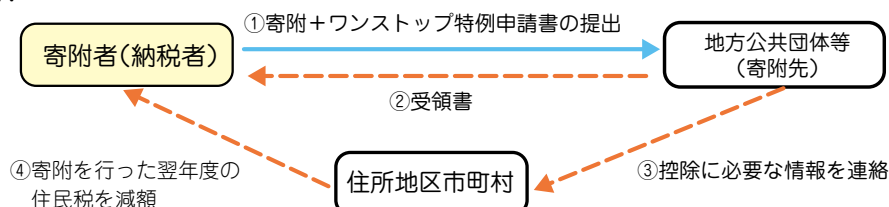
■税額控除金額のイメージ

適用下限額 2,000円	【所得税】【復興所得税】 所得税控除による軽減 (「寄附金額-2,000円」×所得税の限界税率)*	【住民税】 税額控除	
		(ア) 基本控除	(イ) 特例控除 (住民税所得割額(調整控除後)の20%が上限)

※所得税の限界税率とは、寄附された方に適用される所得税の最高税率をいいます。

ワンストップ特例制度により寄附金税額控除を受ける場合

■申告の流れ



■税額控除金額のイメージ

適用下限額 2,000円	【住民税】 税額控除		
	(ア) 基本控除	(イ) 特例控除 (住民税所得割額(調整控除後)の20%が上限)	(ウ) 申告特例控除 (所得税の控除相当分)

⑤ 外国税額控除

外国で得た所得に対して、その国の所得税などを納めている場合、日本国内においても所得税や住民税を課税してしまうと国際間の二重課税になってしまいます。これを調整するために、一定の方法によって外国税額を所得割額から差引くことができます。(確定申告が必要です。)

⑥ 調整措置

所得割の非課税基準の金額を若干上回る所得を有する場合、所得金額から所得割額を控除した金額が、非課税基準の金額を下回ることのないよう税額を減ずる措置です。

⑦ 株式等譲渡所得割額または配当割額の控除

すでに証券会社等から特別徴収されている上場株式等の譲渡所得や配当所得を申告した場合、所得割額から特別徴収で差引かれている株式等譲渡所得割額・配当割額の金額を控除します。

控除しきれない額は均等割額に充当し、充当しきれなかった額は還付します。

確定申告をして株式等譲渡所得割額・配当割額を住民税で適用する場合は、必ず第二表の住民税・事業税に関する事項欄にご記入ください。

※株式等譲渡所得・配当所得については39～40頁参照

※確定申告書第二表の書き方については72～73頁参照

10 住民税を計算してみましょう

ここでは今までの説明を参考に、
世田谷さん一家をモデルにして、
実際に住民税を計算してみましょう。



(例) 世田谷 一郎 さん (43歳)

給与収入	6,700,000円
社会保険料支払額	462,650円
一般生命保険料支払額 (平成23年12月31日以前契約締結分)	130,000円
個人年金保険料支払額 (平成24年1月1日以降契約締結分)	80,000円
地震保険料支払額	15,800円

妻 千歳さん (43歳)	パート収入	900,000円
長男 代介さん (19歳)		
長女 桜さん (14歳)		
父 喜多郎さん (同居 71歳)	年金収入	1,200,000円

所得

給与所得

給与所得の計算式 (22頁) より

$$6,700,000円 \times 90\% - 1,100,000円 = \underline{4,930,000円} \cdots \text{A}$$

所得控除

社会保険料控除(31 頁) ……支払った保険料の全額が控除の対象となります。 462,650 円

生命保険料控除(32、33 頁) ……計算式より、支払った旧契約の一般生命保険料が 70,001 円以上なので適用限度額の 35,000 円、新契約の個人年金保険料が 56,001 円以上なので適用限度額の 28,000 円、あわせて 63,000 円になります。

地震保険料控除(33 頁) ……計算式より、 $15,800円 \times 1 / 2 = \underline{7,900円}$ になります。

配偶者控除(34 頁) ……妻の所得は給与所得の計算式(22 頁)より、350,000 円になります。所得が 48 万円以下であり、納税者である一郎さん本人の合計所得金額が 1,000 万円以下のため、配偶者控除が受けられます。
330,000 円(人的控除差(7 頁)5 万円……**A**)

扶養控除(35 頁) ……長男は、年齢が 19 歳なので特定扶養控除が受けられます。

450,000 円(人的控除差 18 万円……**イ**)

長女は、年齢が 14 歳なので年少扶養となり、扶養控除はとれません。
父は、年金収入から雑所得の計算式(23 頁)により、所得は 10 万円になります。また年齢が 71 歳で、同居しているので老人扶養控除の「同居老親等」に該当します。450,000 円(人的控除差 13 万円……**ウ**)

基礎控除 (37 頁) ……430,000 円(人的控除差 5 万円……**工**)

所得控除合計 ……2,193,550 円……**B**

課税標準額

$$A - B = 4,930,000\text{円} - 2,193,550\text{円} = 2,736,450\text{円} \quad 1,000\text{円未満切捨により} 2,736,000\text{円} \cdots C$$

算出税額 (38頁)

$$\text{特別区民税調整控除前所得割額} \quad C \times 6\% = 2,736,000\text{円} \times 6\% = 164,160\text{円} \cdots D$$

$$\text{都民税調整控除前所得割額} \quad C \times 4\% = 2,736,000\text{円} \times 4\% = 109,440\text{円} \cdots E$$

調整控除額 (42頁)

合計課税所得金額 2,736,000円 $\cdots C$

※世田谷一郎さんには、課税退職所得、課税山林所得がないため、課税標準額(C)が合計課税所得金額になります。

所得税との人的控除額の差(ア～エ)の合計
= 5万円(ア) + 18万円(イ) + 13万円(ウ) + 5万円(エ)
= 410,000円 $\cdots F$

$C = 2,736,000\text{円} > 200\text{万円}$ (合計課税所得金額が200万円超に該当)

$$F - (C - 200\text{万円}) = 410,000\text{円} - (2,736,000\text{円} - 2,000,000\text{円}) = \triangle 326,000\text{円}$$

$$\triangle 326,000\text{円} < 50,000\text{円}$$

50,000円(5万円未満の場合は5万円)

特別区民税調整控除額

$$50,000\text{円} \times 3\% = 1,500\text{円} \cdots G$$

都民税調整控除額

$$50,000\text{円} \times 2\% = 1,000\text{円} \cdots H$$

※人的控除差については、7頁参照

年税額

$$\text{特別区民税所得割額} \quad D - G = 164,160\text{円} - 1,500\text{円} = 162,660\text{円} \\ 100\text{円未満切捨により} 162,600\text{円}$$

$$\text{都民税所得割額} \quad E - H = 109,440\text{円} - 1,000\text{円} = 108,440\text{円} \\ 100\text{円未満切捨により} 108,400\text{円}$$

$$\text{特別区民税均等割額} \quad 3,000\text{円}$$

$$\text{都民税均等割額} \quad 1,000\text{円}$$

$$\text{森林環境税} \quad 1,000\text{円}$$

$$\text{年税額} \quad 162,600\text{円} + 108,400\text{円} + 3,000\text{円} + 1,000\text{円} + 1,000\text{円} = \underline{\underline{276,000\text{円}}}$$

ホームページ上で、あなたの住民税額がいくらになるか試算できます。

源泉徴収の内容や所得、控除等を入力すると、あなたの住民税を試算することができます。
また、住民税の申告書も作成できます。

※ふるさと納税による寄附金税額控除の額も試算できます。

※試算した税額は確定額ではありません。参考としてご活用ください。

